

国立大学法人東京農工大学学位規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学位規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p><u>(修士及び専門職学位の学位論文の審査基準)</u> 第3条の2 修士及び専門職学位の学位論文の審査基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 学位論文が、先行研究を理解した上で、適切なテーマ及び研究方法を選択し、学術的な調査、分析及び結果提示を行っていること。</u></p> <p><u>(2) 学位論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を有していること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、学位論文が、別に定める学位授与の方針に基づく観点に合致していること。</u></p> <p><u>(博士の学位論文の審査基準)</u> 第3条の3 博士の学位論文の審査基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 学位論文が、専門分野に新たな知見を加えるもので、国際的にも高い水準を満たしていること。</u></p> <p><u>(2) 学位論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を十分に有していること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、学位論文が、別に定める学位授与の方針に基づく観点に合致していること。</u></p>	

附 則 (教規程第48号)

この規程は、平成25年12月27日から施行する。